

令和4年度 相談支援事業所「糸」事業報告書

1. 運営方針

障がいのある方々が、有する力及び適正に応じ、地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な情報提供や便宜を供与すると共に、権利擁護のために必要な援助を行い、総合的かつ効果的に支援をします。また、相談支援の実施にあたっては、行政及び他の障がいサービスを行う者などとの密接な連携に努めていきます。

2. 事業内容

(1) 特定計画相談、指定障がい児相談

障がいのある方が障がい福祉サービスを利用する前に、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の継続した支援を行いました。

なお、月別の計画相談・継続支援対応件数は以下の通りでした。(当該月実施件数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
計画	1	5	4	3	5	3	4	3	5
モニタリング	10	8	13	6	10	12	8	10	10
	1月	2月	3月	合計					
計画	4	5	8	50					
モニタリング	5	11	7	110					

3. 重点目標

(1) 意志決定支援

障害のある方々及びそのご家族からの相談に応じ、思いや願いに寄り添いながら、その人らしい生活を送るための自己決定が出来るよう支援し、必要な情報提供や権利擁護のための援助を、きめ細やかに行うよう努めました。

(2) 総合的な相談支援の構築

相談支援を行う上で、今後も専門機関との連携は必要となります。福祉サービス事業者だけではなく、必要に応じて医療機関、教育機関とも連携を図れるように努めました。関係機関との連携の強化については、八戸市障がい者相談支援事業者連絡会議に参加し、行政や他事業所との情報交換などに努める予定でしたが、コロナの為、連絡協議などの実施回数が減となり、また実施時はリモート研修となりました。

(3) 相談支援技術の向上

外部研修は成年後見制度研修参加、リモートで若年性認知症自立支援ネットワーク研修に参加しました。他事業所や他機関の役割、課題等への理解を深めていきました。

4. 対象者

主な対象者は、知的障がい者、知的障がい児となっています。ただし、身体障がい者、精神障がい者の方々の相談にも対応しています。

なお、登録者数は以下の通りです。(令和5年3月)

成人	児童	合計
46	9	55

5. 実施区域

実施区域は、八戸市、階上町でした。

市町村別登録者数は以下の通りです。

八戸市	階上町	その他の市町村	合計
34、(児童)7	10、(児童)1	2(児童)1	55

6. 地域福祉活動の推進

福祉事務所、他専門機関などとケースを通じて関係性作り、情報共有を行うことに努めました。今後は関係機関との連携だけでなく、インフォーマルな活動への支援等も努めていきたいと考えています。

7. 苦情への対応及び虐待防止

(1) 苦情への対応

利用者一人ひとりの意思を尊重し、苦情を密室化せず、適切な対応により円滑で円満な解決を促進し、利用者の権利を擁護するとともに、サービスの向上に努めました。なお、苦情の申し出は1件もありませんでした。

(2) 虐待防止

利用者の人権を尊重し、虐待の未然防止に努めます。万が一、虐待が発生した場合は迅速かつ適切に対応し、利用者の人権を保護するとともに健全な支援に努めるよう改善を図りました。なお、虐待の通告は1件もありませんでした。

(3) 第三者委員

地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、本事業所への苦情やご意見を第三者委員に相談できる体制を整えています。第三者委員は以下の通りです。

第三者委員

・加藤 桂子⇒大清水香織 ・田名部 麻野 ・馬場 洋一

8. 研修参加について

令和4年度に参加した研修は以下の通りです。

研修名	派遣職員	開催場所	研修内容
成年後見制度研修会	畑中	八戸市総合福祉会館	八戸市の成年後見の現状と理解
青森県若年性認知症自立支援ネットワーク研修	畑中	リモート	就労支援B型事業所が支える認知症について
八戸市障がい者相談支援事業者連絡会議研修	畑中	リモート	八戸市内支援機関の役割と連携について
青森県精神障害者地域移行研修	畑中	リモート	精神障害者の地域移行について